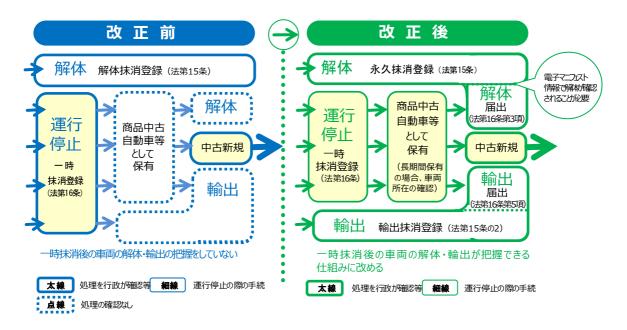
### 参考2 抹消登録制度

平成17年1月1日の自動車リサイクル法の施行と同時に、道路運送車両法(抹消登録関係部分)が 改正されました。(さらに、使用済自動車に関する自動車重量税の還付制度も導入)

## 1. 抹消登録制度の概要

道路運送車両法においては、不法投棄等の抑制を図るため「自動車解体」や「中古車輸出」といった状況についても国土交通省等が把握することになっています。具体的には、永久抹消登録制度と一時抹消登録制度及び自動車検査証の返納制度を存続させつつ、登録自動車または軽自動車が一時抹消登録または自動車検査証の返納(使用中止)後に解体されたあるいは中古車輸出される場合に、その旨の届出が必要になります。また、一時抹消登録または自動車検査証の返納を行っていない自動車を輸出する場合には、輸出抹消登録またはその旨の届出が必要となります。

#### [抹消登録制度の改正 (平成17年1月1日施行)]



# 2. 輸出抹消登録制度及び輸出予定届出書について

- ・登録自動車を中古車として輸出しようとする場合、その自動車の所有者は、輸出予定日から6ヶ月さかのぼった日から輸出する時までの間に輸出抹消仮登録の申請を行い「輸出抹消仮登録証明書」の交付を受けます。一時抹消登録を受けた自動車を中古車として輸出しようとする場合、その自動車の所有者は同様にその旨の届出(輸出予定届出)を行い「輸出予定届出証明書」の交付(登録識別情報等通知書は返納)を受けなければなりません。
- ・軽自動車を中古車として輸出しようとする場合、その自動車の所有者は、輸出予定日から 6ヶ月さかのぼった日から輸出する時までの間に、その旨の届出(輸出予定届出)を行い「輸出予定届出証明書」の交付を受けなければなりません。
- ※税関では、上記「輸出抹消仮登録証明書」および「輸出予定届出証明書」の確認をした上で輸出 許可を行うこととなります。
- ※「輸出抹消仮登録証明書」や「輸出予定届出証明書」を受けた自動車が輸出されることなく当該 証明書の有効期間が満了した時は、有効期間満了日から15日以内に国土交通省等に当該 証明書を返納しなければなりません。この場合、「登録識別情報等通知書」の交付を受けることとなります。

#### <中古車輸出時に交付される輸出抹消登録証明書等>

区分	<b>状態</b>	証明書名
登録自動車	一時抹消されていない	輸出抹消仮登録証明書
	一時抹消されている	輸出予定届出証明書
軽自動車		輸出予定届出証明書

<sup>・</sup>国土交通省等は、「輸出抹消仮登録証明書」および「輸出予定届出証明書」を交付した自動車が輸出されたことを確認し、輸出抹消登録または自動車登録ファイル等へ輸出された旨の記録を行います。

<sup>※</sup>資金管理法人(公益財団法人 自動車リサイクル促進センター)は、国土交通省等から輸出抹消登録等の情報提供を受け、輸出自動車の所有者から行われるリサイクル料金の返還申請との照合を行います。